

(日弁連が司法制度改革審議会に提出した資料の仮訳文)

控訴院
出向機関

1999-2000年 勤務評定表 2001年度昇進表への推薦要項

姓： 夫の姓：
通常用いる姓： 名：
家族状況：
従事する職種： 裁判所：

司法官の活動についての記述

(司法官による記載に完全に評価者が同意しない場合のみ、昇進者が記入すること)

本文書は、控訴院長、局長または部長によって記入されるもので、個々の項目に分割され、最後に一時的な評価が書き入れられる。

それぞれの項目について、文章による評価と、数によって示される評価を異なるものとする。

以下、いくつかの項目について説明を行なう。

各章には、共通部分があり、これは全司法官を対象に記入しなければならない。「適用なし」という前に、ごく例外的な場合（ごく最近異動があった場合、当該章目に該当する欄がない場合）にのみ用いられるものである。

第1-8、11において、「職務または権限に応じて」という記載がなされている適度の項目は、その項目が、すでに明らかになった、司法官が行使する権限または職務に対応する場合にのみ記入される。

I-1 一般的な職業能力

判断力：複雑な事実関係を整理し、争点とされた紛争を解決し、その結果に導く手段を模索し、または、事件についての採否をなす司法官の能力である。

意思・コミュニケーション能力：この基準は、特に、その職務の遂行における、他人とりわけ懸念すべき者に対する、社会的、社会的および敬愛の深い力を含む。

新しい状況に対する適応力：この基準により、特に、司法官の配置転換、その任務の増進または転任後の適応、立派または手戻の職務、新しい技術、予感しない状況などに適応する能力を評価することができる。

I-2 職業上および経済上の職業能力

法曹経験を評価する能力：この基準により、職業上および経済上の状況を分析・評価する能力、適切な結論によって問題を解決する能力を評価することができる。

訴訟における弁護の指揮能力または調停の指示能力：この項目により、判決が公平に裁判し、事件の様々な側面を明らかにし、弁論を指揮し、適切に介入する能力を評価することができる。

弁護の指揮能力：この基準は、特に、争点整理、証拠取捨または裁判所において行なわれる、訴訟中の事実の活動に適用される。

一件記録の作成・管理力：この項目は、一件記録を作成するよう求められている裁判所および検察官に適用され、一件記録を、明確に、適法に、使いやすいうように作成する能力を対象とする。

II 職務能力および指導能力

部下の職務を指導し、助言を指示する能力：この項目により、問題を解決または必要な場合には変更を求めさせて指導に関する職務を行なう、司法官の能力を評価することができる。

問題を発見し、必要と人的資源を任命する能力：この項目は、特に、行政上の責任を負い、または、これを負う可能性のある司法官に関する。

III 職業上の職務

仕事の範囲と範囲：この項目により、司法官が過去の状態で担当した事件を、質的および量的に迅速する能力を評価することができるはずである。

判例の活用と向上：この項目は、職務が重要な場合において、司法官がその知識または作業方法を活用または向上させるために行なった行動または行動を評価することを目的とする。

他の機関との職業上の関係：この項目は、司法官が、その職務あるいは権限に応じて、裁判所、検察、警察、行政機関、地方公共団体、非営利社会、福祉サービス団体などの間に関する職業上の関係の質についての評価を対象とする。

I 一般的、法律上および技術的な職業能力に関する文章に対する評価

I-A 一般的な職業能力

	劣法	優	良	可	不可	備考
決断力						
長短および判断力						
精神力および自覚心						
責任感						
認識・交流能力						
進取の精神						
新しい状況に対する対応力						

I-B 法律上および技術上の職業能力

	劣法	優	良	可	不可	備考
法律の知識の正確性と多様性						
法律の知識を活用する能力						
読書力						
文章表現能力						
その職務または権限に於いて：						
法廷における弁論の指揮能力または口頭での指示能力						
会議の指揮能力						
事件記録の作成・指導力						
業務が行なわれる分野の社会経済情勢についての知識						

II 整理能力および主導能力に関する文章による評価

	秀逸	優	良	可	不可	不明
業務の遂行における整理能力 その態様または程度に応じて：						
個々の訴訟を指揮し、部・裁判所を主導する能力						
権限を行使する能力						
管理能力（金銭、不動産、給与等）						
目標を設定し、必要な人的物的手段を決定する能力						

III 職業上の職務に関する文章による評価

	秀逸	優	良	可	不可	不明
職務に対する柔軟性と忠誠心						
仕事の態様と効率						
裁判所の全般的な運営と活動への関心と参加						
知識の活用と向上						
裁判所書記長への関与と公務員との関係						
司法官との職業上の関係						
他の機関との職業上の関係						
部、裁判所または司法機関を代表する能力						

一般的評価：

(特に、教育の必要性和司法官が資格を有している職務について)

作成者
身分：

姓：
署名：

名：

仮昇進通知

(司法官の部に員数がない場合には、この昇進は最終的なものと考えられる)

確認者：

関係司法官のサイン：

もしあれば関係司法官の員数：

昇進の補充的評価
(員数ある場合)

姓・名：

日付とサイン：

最終的昇進通知

確認者：

関係司法官のサイン：

- 司法官は、本昇進決定の日から以下の期間である旨を通知される。
- 手続を経て昇進委員会に員数を提出するにつき15日
 - コンセイク・デクに申請をなすにつき2ヶ月
- 昇進委員会への員数申立の提出は、空位期間を停止させる効力をもつ。